

自衛隊に関する県の見解

	項目	県の見解
1	自衛隊に対する認識について	<p>自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命・財産を守るために大きく貢献しているものと考えている。</p> <p>沖縄県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で、平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための必要最小限度の自衛力は必要であると考えている。</p>
2	南西諸島への自衛隊配備について (宮古島及び石垣島)	<p>自衛隊の島しょ配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って様々な意見があるものと承知している。</p> <p>県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとはいえない状況にある。</p> <p>県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきでものごとを進めることがないよう、求めていきたい。</p> <p>※参考【玉城知事の公約】 緊急患者空輸や災害救助などの活動を評価する一方で、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備を認めません。</p> <p>※参考【進捗状況等】 ①宮古島・・・隊庁舎、宿舎等が整備済みで警備部隊約380人が2019年3月に配備された。覆道射場、弾薬庫、車両整備場等の整備を進めており、2020年3月までに地对艦誘導弾部隊、中距離地对空誘導弾部隊を配備予定。 ②石垣島・・・整備予定地47ヘクタールのうち、約13ヘクタールを取得済みで、2019年3月に一部造成工事が開始されたほか、残りの用地取得を進めている。</p>
3	自衛隊による沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用について	共同使用による共同演習の実施等により、県民の負担増加があってはならないと考えている。
4	自衛隊等の施設を米軍が共同使用することについて	共同使用する施設の態様、使用条件、使用期間等により様々な共同使用の形態があることから、今後、どういう影響があるのか、利点があるのか、など研究していきたい。
5	自衛官募集について	自衛官募集事務は地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務として、自衛隊法第97条で、都道府県知事は自衛官および自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、と規定されており、これらに基づき募集事務を実施している。